

2023年度 北海道大学大学院 文学院修士課程入学試験（前期）

試験区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般入試 <input type="checkbox"/> 外国人留学生特別入試 <input type="checkbox"/> 社会人特別入試（後期のみ）
試験科目名	専門試験（日本史学）
出題の意図	<p>本学院修士課程において日本史学を専攻する際に必要である、日本史学に関する知識ならびに史料読解力を問う出題とした。</p> <p>「問題Ⅰ」は、日本史を貫く重要なテーマに関する知識と見解とを論述形式で解答させるもので、受験者の問題関心および論理構成力を見る設問である。受験者がどんな問題関心を持って日常の学問研究を行っているかを推し量るような出題を心がけた。</p> <p>「問題Ⅱ」は、前近代もしくは近現代に関する問題のうちいずれかを選択して解答させるもので、受験者の専攻する時代における史料読解能力を見る設問である。史料の正確な解釈によって歴史研究が成り立っていることを理解してもらうような出題を心がけた。</p>

2023年度
北海道大学大学院文学院修士課程入学試験問題（前期）
(専門試験)　日本史学　全5枚のうち1枚目

この試験では、試験問題 5枚、解答用紙 2枚を配付する。

【問題の構成】

- ①全2問。問題Iと問題IIとから成る。
- ②問題Iは共通問題である。受験者は、全員、この問題に答えなさい。
- ③問題IIは選択問題であり、AとBとから構成される。大学院入学後に古代・中世・近世を専攻する受験者はAを、近代・現代を専攻する受験者はBを選択し、問題に答えなさい。

【解答用紙の使用方法】

解答は、問題Iと問題IIとについて、それぞれ別々の解答用紙に記入すること。

.....

問題I

日本史上のさまざまな法のうち、何らかの意味で時代を画するもの一つを選び、それがいかなる意味で画期と言えるのか、その事由も含めて論述しなさい。

問題Ⅱ **A** 次の【史料一】・【史料二】を読んで、下記の設問（問1～9）に答えなさい。なお、出題の都合上、一部、史料の表記を改め、省略したところがある。

【史料一】 ※左に掲げるA・Bは、ともに愛知県一宮市妙興寺の文書群に收める文書で、同一日付けのものである。

A 沽却

尾張国中島郡山口保内青木畠地事

合参町者 へ四至界注文在別紙、

右件畠地者、宗顕重代相伝之地也、而報恩寺仏物用途添拾貫文代行、限永代所令沽却于当寺也、^②於領家年貢者、任先例可有其沙汰、至地頭方年貢已下得分物者、寺家一円^④可令管領給也、更不可宛申臨時課役已下^(一)万雜公事者也、將又自公家・武家、雖出来何様新儀御徳政、於彼所者、為仏陀沽却地之上者、不可有悔返之儀、若又宗顕子孫中仁、背此状致違乱煩者、可為不孝之仁也、仍為後証沽券之狀如件、

貞和貳年^{*} へ^(二)丙戌^(五)九月十三日 ^(三)民部權少輔宗顕（花押）

「為後証以自筆所^(六)封裏也、」

B ^金進

尾張国中島郡山口保内青木畠地事

合参町者 へ四至界注文在別紙、

右件畠地者、宗顕重代相伝之地也、而為^①現當二世善根、限永代所奉寄附報恩寺也、^②於領家年貢者、任先例可有其沙汰也、至地頭方年貢已下得分物者、寺家一円^④可令管領給者也、更不可宛申臨時課役^{已下}^(一)万雜公事者也、將又自公家・武家、雖出来何様新儀御徳政、於彼所者、^③為仏陀施入地之上者、任法令不可有悔返之儀、若又宗顕子孫中仁、背此状致違乱煩者、可為不孝仁也、仍為^④末代龜鏡寄進狀如件、

貞和貳年^{*} へ^(二)丙戌^(五)九月十三日 ^(三)民部權少輔宗顕（花押）

「為後証以自筆所^(六)封裏也、」

（注）* 貞和貳年＝西暦一二四六年

問1 A・Bの差出・宛所は共通する。（ア）差出・（イ）宛所がそれぞれ誰か、史料中から抜き出して答えなさい。

問2 A・Bそれぞれの文書を、古文書学上、何の様式の文書と呼び習わしているか、史料中の言葉を使って答えなさい。

問3 「万雑公事」（A B傍線部①）・「丙戌」（A B同②）・「民部權少輔」（A B同③）の読みをひらがなで答えなさい。

問4 「現当二世」（B傍線部④）・「末代龜鏡」（B同⑤）・「王」（A B同⑥）・「封裏」（A B同⑦）の読みをひらがなで答え、その意味するところをそれぞれ答えなさい。

問5 （ウ）「於領家年貢者、任先例可有其沙汰、至地頭方年貢已下得分物者、寺家一円^レ可令管領給也」（A B傍線部⑧）・（エ）「為仏陀施入地之上者、任法令不可有悔返之儀」（B傍線部⑨）をそれぞれ旧仮名遣いで訓み下し、現代語訳を施しなさい。その際、とくに、（ウ）については「管領」、（エ）については「法令」の意味内容が分かるように訳出しなさい。

問6 （オ）同一日付で、異なる書面の文書A・Bを出したのはなぜだろうか。A・Bの「新儀御徳政」（二重傍線部）に注意しつつ、説明しなさい。（カ）また、この二通同時に出すという歴史的な現象を一言で表現すると何となるか、答えなさい（史料中の言葉を必ず含めること）。

【史料二】

⑦唯一宗源神道行事條々以下、殊諸社勅請・靈符等、神祇道諸事、相限吉田嫡流一人進退之處、平野三位兼永自襲祖号致其沙汰、恣^⑧進止之段、甚無^⑨謂、所詮止兼永^⑩自專、吉田一人之^⑪令カ^⑫進退旨、伝^⑬奏書狀^⑭炳焉之上者、宜被存知之由、所被仰下也、仍執達如件、
天文三年*十一月十九日 散位在判
肥前守在判
吉田雜掌

（注）*天文三年＝西暦一五三四年 *散位＝飯尾貞弘 *肥前守＝飯尾為元 *吉田＝吉田神社

問7 「唯一宗源神道」（傍線部⑦）の流派を立てた人物は誰か。また、その人物のもともとの氏（うじ）は何か。それぞれ答えなさい。

問8 「進止」（傍線部⑧）・「謂」（同⑨）・「自專」（同⑩）・「炳焉」（同⑪）の読みをひらがなで記し、その意味をそれぞれ簡略に答えなさい。

問9 この文書の内容から、（キ）問7の人物は、「諸社勅請・靈符等、神祇道諸事」をめぐって、誰と争っていたことが判明するか。（ク）また、判決の決め手となつたのは何であったか。それぞれ記述しなさい。

問題Ⅱ **B** 史料A・Bを読んで、問一～八に答えなさい。なお、史料は出題のために改めたところがある。

史料A

*問題本文は著作権法上の理由からこのホームページに掲載することができないので、左記の出典箇所を参照するか、文学研究科教務担当の窓口で閲覧してください。

（福沢諭吉「瘠我慢の説」『明治十年丁丑公論・瘠我慢の説』講談社、一九八五年、六六頁。）

問一、傍線部①の「氏」は、空欄 **ア** の人物である。この人物は誰か、答えなさい。

問二、傍線部②の「駿州清見寺」について、

(一) 駿州の旧国名と現在の県名を答えなさい。

(二) 清見寺の近くには元老 **イ** が別荘を構えていた。この別荘を東京の政治家が訪問することを **ウ** といった。空欄 **イ** と空欄 **ウ** における言葉を答えなさい。

(三) 空欄 **ウ** がおこつた理由を説明しなさい。

問三、傍線部③について、

(一) 威臨丸は万延元年に日本軍艦として初めて太平洋を横断して米国に赴いた。渡米の目的を答えなさい。

(二) 幕府軍艦威臨丸が清水港に擱てられたのは何故か、答えなさい。

問四、傍線部④について、

(一) ひらがなで書き下しなさい。

(二) 意味を答えなさい。

(三) 誰の言葉か、答えなさい。

史料B

*問題本文は著作権法上の理由からこのホームページに掲載することができませんので、左記の出典箇所を参照するか、文学研究科教務担当の窓口で閲覧してください。

（桐生悠々『畜生道の地球』中央公論新社、一九八九年、三八頁。）

問五、傍線部⑤について、

- (一) 「穂積博士」の氏名を答えなさい。
- (二) 「穂積博士の憲法論」の特徴を説明しなさい。

問六、傍線部⑥について、

- (一) 「一木博士」の氏名を答えなさい。
- (二) 「一木博士の国法学」の特徴を説明しなさい。

問七、傍線部⑦について、

- (一) このような藩閥の考え方や態度を何というか、答えなさい。
- (二) 藩閥が政党政治を不要と考えた思想史的背景を説明しなさい。

問八、傍線部⑧について、

- (一) この「実際問題」で糾弾の対象となつた憲法学者を答えなさい。
- (二) (一) の憲法学者の学説の、何が問題となつたのか、説明しなさい。
- (三) この問題に当時の野党政友会が関与したことは、今日、政党政治の自殺行為であつたと酷評されている。そのような評価が下される理由について、(一) の憲法学者の学説と関連付けて説明しなさい。